

新型コロナウイルス感染拡大予防対策ガイドライン

令和2年5月28日
令和2年9月28日（改訂）

公益財団法人日本レクリエーション協会

1. はじめに

令和2年5月25日に開催された「第36回新型コロナウイルス感染症対策本部」にて、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（以下、「基本的対処方針」）」が変更され、全都道府県において緊急事態措置の実施が解除されました。

本ガイドラインは、「基本的対処方針」等を受け、各種普及活動（大会やイベント）を再開するにあたっての基準や再開後における感染拡大予防に向けた留意点についてまとめたものです。緊急事態措置が解除された後も、「新しい生活様式」に基づく行動をとりながら、感染拡大防止に努めなければなりません。

各種レクリエーション団体におかれましては、本ガイドラインに従って各種普及活動を行っていただくとともに、必要に応じて活動の特性に応じた個別のガイドラインの作成にも取り組んでいただき、各加盟団体・支部及び指導者・会員等と情報を共有いただきますようお願いいたします。

個別のガイドライン作成にあたっては、スポーツ庁が示すガイドライン（「安全に屋内・屋外で運動・スポーツをするポイントは」）等をはじめ、別記の団体によるガイドラインも参照してください。

なお、本ガイドラインの感染拡大予防策は現時点で得られている専門家等による知見に基づき作成しています。今後の状況により、逐次見直すこととします。

2. 普及活動（大会やイベント）の再開にあたっての基本的な考え方

普及活動の再開にあたっては、「三つの密」の回避や、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」「大声の抑制」「スタッフの体調管理」といった感染拡大を防止する策を徹底して講じることとします。

大会・教室等への参加者に対しては、当日の検温、体調チェック、行動管理等、感染予防に関する事前の周知を徹底することとします。また、参加者名簿を作成して連絡先を把握するとともに、接触確認アプリ利用を促すなど、感染拡大防止に努めることとします。

なお、11月末までの大会や講習会等の参加人数（規模）については、9月11日

に発出された「内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡（以下、「内閣官房事務連絡）」による催物の開催制限等を踏まえ、適切に判断して実施することとします。

特に、大規模イベントの開催については、大声での歓声や声援の有無、マスク着用の担保などにより人数上限が異なるため、内閣官房事務連絡の内容を理解し、感染予防に努めることとします。

また、全国大会などの大規模イベントの開催については、開催地の感染状況を鑑みて、当該都道府県と相談のうえ、その指示に従って開催することとします。

3. 普及活動再開時の感染予防対策について

（1）主催者側の対応

- ・ 感染防止のため主催者が実施すべき事項（「三つの密」の回避等）及び、参加者が遵守すべき事項（「人と人の距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」「大声での発声の抑制」や「体調チェック」等）をあらかじめ整理し、参加募集要項（募集チラシ）等に記載して事前に案内するほか、当日は参加者へ配布または受付など目立つところ掲示して周知すること
- ・ 活動中は、感染予防事項が遵守されているか、定期的に巡回・確認するとともに、感染防止への協力を要請すること
- ・ 参加者名簿を確実に作成し、連絡先を把握するとともに、保存期間（少なくとも1月以上）を定めて保存しておくこと
- ・ 参加者が新型コロナウイルス感染症を発症したとの報告があった場合には、速やかに自治体の衛生部局等に報告するとともに、その指示に従うこと
- ・ スタッフの体調管理（平熱を超える発熱、咳やのどの痛みなど風邪の症状、だるさなど、以下の「感染予防のための参加辞退要件」に該当するものが1つでもある場合には、イベントの参加を控えること
- ・ その他、感染予防における備品等の準備を行うこと

（2）参加者への事前周知

- ・ 参加募集要項などに、「感染予防のための参加辞退要件」を記載し、参加当日に、以下の項目に該当するものが1つでもある場合には参加を辞退いただくこと
 - * 平熱を超える発熱
 - * 咳、のどの痛みなど風邪の症状
 - * だるさ、息苦しさ
 - * 嗅覚や味覚の異常

- * 体が重く感じる、疲れやすい等の倦怠感
- * 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
- ・ マスク、タオル、ごみ袋など、感染予防のための持ち物についても周知を図ること

(3) 受付時の対応・周知

- ・ 受付場所に手指消毒剤を設置するとともに、受付を行うスタッフには、必ずマスクを着用させること
- ・ 混雑が予想される場合には、参加者が距離をおいて並べるように目印の設置等を行うこと
- ・ 参加者に、事前に周知した「感染予防のための参加辞退要件」の各事項を確認するとともに、感染予防への協力（参加者が遵守すべき事項）を要請すること
- ・ 当日参加等、事前に連絡先を把握していない場合には、氏名、年齢、住所、電話、メールアドレス等の連絡先の提供を必ず求めること

(4) 実施上の注意

- ・ 「三つの密」を回避するような工夫を施すこと
 - * 身体接触が多い活動を避けるとともに、身体接触が伴う競技については、専門家の知見を参考にしながら、独自のガイドラインを定めて対応すること
- ・ 活動中以外はマスクの着用を促し、人と人との距離の確保、こまめな手洗いなどの手指衛生、を参加者に呼び掛けること
- ・ 活動の途中で食事を挟む場合は、換気のよい場所、人と人との距離を確保できる場所を提供すること
- ・ 用具等の共有物や多くの人に触れる場所（ドアノブ等）は、定期的な消毒を行うこと

(5) その他

- ・ 本ガイドラインは、レクリエーション活動（スポーツ・レクリエーション活動を含む）を再開する上で留意すべき基本的な事項をまとめたものであり、特に加盟種目団体においては、各種目（競技内容）の特性に応じた個別のガイドラインを作成し、感染予防に努めていただきたい
- ・ 加盟種目団体においては、スポーツ庁及び、公益財団法人日本スポーツ協会・公益財団法人日本障がい者スポーツ協会がまとめるガイドライン等を合わせて参照されたい
- ・ また、特定非営利活動法人岐阜県レクリエーション協会が個別のレクリエーション

ョン活動や対象に応じた指針を整理しているので、合わせて参照されたい

- 安全に運動・スポーツをするポイントは（スポーツ庁）
https://www.mext.go.jp/sports/content/20200522-spt_sseisaku01-000006777_2.pdf
- スポーツイベント再開に向けた感染拡大予防ガイドライン
（公益財団法人日本スポーツ協会・公益財団法人日本障がい者スポーツ協会）
<https://www.japan-sports.or.jp/news/tabid92.html?itemid=4158>
- レクリエーション活動の再開に向けた 新型コロナウイルス感染拡大予防
ガイドライン（特定非営利活動法人岐阜県レクリエーション協会）
<http://www7b.biglobe.ne.jp/~npo-gifu-rec/gaidarain9.28.pdf>
- 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡（9月11日）
https://corona.go.jp/news/pdf/jimurenraku_20200911.pdf